農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

令和7年3月14日
波佐見町長　前川　芳徳

市町村名 （市町村コード）	波佐見町 （　42323　）
地域名 （地域内農業集落名）	駄野地区 （田ノ頭・川内）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年1月20日 （第１回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題※

75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積は2.6haあり、集落営農法人や認定農業者で引き受けていく必要がある。その為、法人のオペレーター、作業員の育成・確保が必要となっている。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

（2）　地域における農業の将来の在り方※

米・麦・大豆の土地利用型作物の他、野菜等の高収益作物の産地拡大を図るとともに、収益性の高い新規作物の導入を目標とする。
可能な限り地域内より希望する農業者を募り、地域全体で活用する仕組みの整備を進める。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	66.1　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	59.7　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針※
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針※
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組方針※
担い手のニーズを踏まえ実施する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針※
JA等関連機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
担い手のニーズを踏まえ、事業体と協議し実施する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策※	□	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等による有害鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置など有害鳥獣対策を行う。
③ドローン等を活用し、農作業の省力化を行う。
⑦地域と多面的機能支払交付金事業の取り組み組織との連携により農地の維持管理を行う。